

日行連発第1462号
令和3年1月27日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

マイナンバーカードの積極的な取得等に関する通知について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

標記の件について、今般、総務省より本会へ協力要請がありました。つきましては、各単位会におかれましても、本件について所属会員に周知いただきますようお願いいたします。

あわせて、本会会員向けホームページ（連con）においても、別紙の文書及びリーフレット等広報素材を掲載いたしますことを申し添えます。

ご多用中恐縮ですが、ご理解ご協力を願い申し上げます。

以上

○マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

『別紙1』【総務省自治行政局行政課・事務連絡】マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（依頼）

『別紙2』【デジタル・ガバメント閣僚会議】マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）※別紙1及び別紙3の別添

『別紙3』【内閣官房／総務省／厚労省・事務連絡】マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の要請について（依頼）

○QRコード付き交付申請書送付に係る周知について

『別紙4』【総務省自治行政局行政課・事務連絡】QRコード付き交付申請書送付に係る周知について（依頼）

『別紙5』【内閣官房／総務省・事務連絡】QRコード付き交付申請書送付についての周知について（依頼）

『別紙6』【資料】まだマイナンバーカードをお持ちでない方へQRコード付き交付申請書が順次送付されます！

事務連絡
令和3年1月22日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（依頼）

マイナンバーカードの普及については、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚會議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードは、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

つきましては、下記の要領で、貴会におかれましても、適切に御対応いただくとともに、貴会の会員に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

呼びかけにあたっては、以下の関連する動画・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供して下さい。

- ・チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」
- ・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>
- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
- ・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

（2）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続が円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

定して下さい。なお、「独立行政法人等」には、各省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。

3) 通知の発出にあたっては、内閣官房より提供する以下の動画・チラシ・ポスター・リーフレットの広報素材を併せて所管業界団体に対し情報提供して下さい。

- ・チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」
- ・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

(所管業界団体の会員事業者の従業員に対し、視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。)

- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
- ・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

※既に説明会の代替として動画を送付している団体に対しては、再度送付の必要はありませんが、その場合でも、パンフレット等については、御提供願います。

4) 通知の発出は、できる限り速やかに（遅くとも年内には）実施して下さい。

5) 各省庁において実施した通知の発出先については、後日、資料6-2の様式により報告して下さい（詳細については、後日連絡させていただきます。）。

6) 方針では、「3 マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等」において、「(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ」を掲げ、「業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。」としています。このことにも御留意いただきつつ、効果的なものとなるよう、通知の内容等を御検討下さい。

内閣官房番号制度推進室

桑島・篠宮

電話 03-6441-3459（直通）

総務省自治行政局住民制度課

本橋・箕打・石井

電話 03-5253-5517（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携

政策課保険データ企画室

太江・柏尾

電話 03-3595-2174（直通）

事務連絡
令和2年11月13日

各業所管官庁 宛

内閣官房副長官補室
内閣官房番号制度推進室
総務省自治行政局住民制度課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の要請について（依頼）

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。また、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨のご発言があったところであります、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

つきましては、各府省におかれては、下記の要領で、所管業界団体等（独立行政法人等を含む。）に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について要請していただきますよう、お願ひ申し上げます。

記

- 1) 所管業界団体及びその会員への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形1）と独立行政法人への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形2）を用意しましたので、御活用下さい。なお、各省庁の業界や団体等の実態にかんがみ、各省庁の判断で適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出先については、各省庁の業界や団体等の実態を踏まえ、各省庁において選

事務連絡
令和3年1月22日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

QRコード付き交付申請書送付に係る周知について（依頼）

標記の件について、別添のとおり周知依頼がありました。
貴会におかれましても適切に御対応いただくとともに、会員への周知をお願いいたします。

（参考）

○マイナンバーカード 総合サイト 送付物について
<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

事務連絡
令和3年1月15日

各業所管官庁 御中

内閣官房副長官補室
内閣官房番号制度推進室
総務省自治行政局住民制度課

QRコード付き交付申請書送付についての周知について（依頼）

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）が順次送付されます。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

各府省におかれましては、既に所管業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても周知いただきますようお願いいたします。

なお、所管業界団体等に対しては会員事業者に対する1月中の周知について要請いただきますようお願いいたします。

（参考）

- ・地方公共団体情報システム機構からの送付物について

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

内閣官房番号制度推進室
桑島・篠宮
電話 03-6441-3459（直通）
総務省自治行政局住民制度課
荒川・本橋
電話 03-5253-5517（直通）

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ
QRコード付き交付申請書が順次送付されます！

- まだマイナンバーカードをお持ちでない方（※）へ、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書の送付を令和2年11月から順次開始します。

QRコードを読み取る際は、電子印鑑登録証もしくは電子切手で読み取れます。

※マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、(1)75歳以上の方、(2)乳児、(3)在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方や、(4)DV被害者等の居所設定者等を除く方が対象となります。

- 市区町村ごとに送付スケジュールを調整し、対象者へ地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より、令和3年3月までに送付を行う予定です。

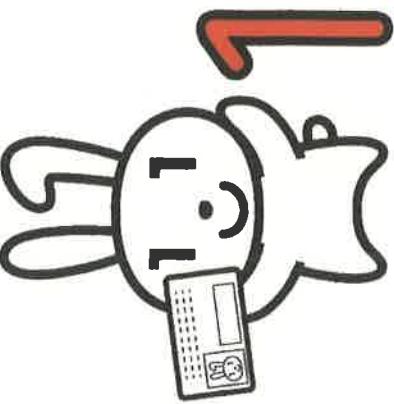
※※ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、全国の都道府県、市区町村が共同して運営する組織です。



- 交付申請書の右下にあるQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスとメール連絡用氏名、顔写真データ、生年月日を登録するだけで、オンラインで簡単に申請ができます。

申請にあたり、口座番号など上記以外の個人情報の登録を求めることは一切ありません。

* 紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。



- 交付手数料は**無料**です。この機会にぜひ、マイナンバーカードの申請をお願いします。